

平成 30 年 2 月 26 日

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

東京都職員信用組合

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下のとおりとします。

### 1 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当信用組合での顧客との接点は、Face to Face が基本であることを鑑み、電子決済等代行業者との連携及び協働は実施いたしません。

実施する場合は、あらためてご案内いたします。

以上